

平成 31 年度岡山後楽園夜間特別開園事業(夏・秋)業務委託仕様書

1 目 的

岡山後楽園の魅力づくりのため、「夜間特別開園事業（「夏の幻想庭園」及び「秋の幻想庭園）」として、園内のライトアップや各種イベントを実施する。

2 概 要

- (1) 名 称 夏季 岡山後楽園夜間特別開園「夏の幻想庭園」
秋季 岡山後楽園夜間特別開園「秋の幻想庭園」
- (2) 主 催 岡山県、後楽園魅力向上委員会
- (3) 時 期 夏季 平成31（2019）年8月1日（木）～31日（土）
18：00～21：30（入園は21時まで）
秋季 平成31（2019）年11月15日（金）～24日（日）
17：00～20：30（入園は20時まで）
- (4) 場 所 岡山後楽園
- (5) 主な事業内容
 - ① 岡山後楽園内外のライトアップ
 - ② 飲食のコーナーの展開
 - ③ 誘客イベントの実施

3 委託業務の内容

ア. 基本方針

- ① 園内外のライトアップ
 - ・ 園内照明は、暖色系の照明を基本とし、夏季及び秋季の景観に応じて季節感を演出し特徴を出すこと。
 - ・ 照明演出は、文化財庭園としての後楽園の本質的価値をふまえつつ、SNSで関心を引きやすい要素を取り入れるなど話題作りとなるよう工夫を凝らすこと。
 - ・ 庭園の景観に馴染むアート性の高い展示（映像やオブジェなど）を組み込むこと。
 - ・ 園路は、足元の明るさを十分に確保し、入園者の安全・安心の確保を重視すること。
- ② 飲食のコーナー
 - ・ 夏季には、期間中毎日、開放芝生においてビアガーデンを実施すること。また、期間中の10日間程度、ビアガーデンとは別に落ち着いた雰囲気の中でカクテル等を楽しめる飲食ブースを実施すること。
 - ・ 秋季には、園内で飲食を伴うイベントを実施すること。
 - ・ 夏季、秋季とも休憩スペースの質的向上を図り、来園者がゆったりとくつろげる空間を演出すること。
 - ・ 本イベントと同時期に「岡山後楽園グルメイベント（仮称）」を開催する可

能性がある。その場合は、イベントの実施に当たって双方の受託者間で十分調整を行うとともに、相乗効果が発揮されるよう努めること。

③ 誘客イベントの実施

- ・ 集客力のあるイベントを開催すること。ただし、屋外でのステージイベントの開催は必須ではない。
- ・ 鶴鳴館等を活用し、和文化の要素を取り込んだもの、及び、後樂園の歴史文化に根ざした教養イベントを行うこと。

④ 協賛・連携

- ・ 企業との協賛や、NPO等との連携を積極的に図ること。
- ・ 岡山城など周辺のイベントとの調整を図り、一体感をもたせること。

⑤ 観光キャンペーンの反映

- ・ 県が実施する観光キャンペーンの内容や特徴を反映させること。

⑥ その他

- ・ 岡山県が定めるイベントにおける環境配慮「グリーンイベントガイドライン」のチェック項目（別紙1）を踏まえ、イベントのエコ化に取り組むこと。
- ・ 火気の取り扱い・食品衛生については法令等に従うとともに、特に厳重に管理すること。
- ・ 会場管理者や関係者と十分に連絡調整を行い、円滑な運営を図ること。

イ. 企画・設営・運営等に関する事項

※以下は標準的な仕様であり、上述の基本方針に沿った内容であれば、会場の環境や使用上の規制等を踏まえ柔軟に企画することも差し支えない。

① 企画設計等

- ・ イベントの実施目的を踏まえた企画設計業務を行うこと。
- ・ 開会日にオープニングイベントを開催すること。
- ・ 毎日何らかの催事が開催されているように工夫すること。
- ・ 雨天の場合は、会場変更等によるイベント代替案を準備し対応すること。
- ・ 実施計画書及び会場のレイアウトを作成し、電子データ（パワーポイントファイル）で提出すること。なお、レイアウトの詳細については、後樂園魅力向上委員会と協議しながら作成するものとする。
- ・ ビアガーデンの実施にあたり出店マニュアルを作成すること。
また、出店者の募集、審査、選定及び出店調整を行うとともに、出店者等へ出店マニュアルの周知を行うこと。なお、次の場合には出店できない。
 - a. 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあるとき。
 - b. 施設等を汚損・損傷し、または滅失するおそれがあるとき。
 - c. 施設の管理上支障があると認められるとき。
 - d. 虚偽申請その他不正の手段により出店許可を受けたとき。
 - e. 出店者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という）であるとき。または、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - f. 出店する権利を他人に譲渡したり、転貸したとき。

- ・ 必要であれば、出店者に経費の負担を求めることができる。
なお、その場合には、その旨が分かるよう見積書に記載すること。
 - ・ イベント全体の総括責任者を配置し、運営・進行管理を行うこと。
 - ・ 準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関との連絡調整業務を行うこと。
- ② 会場設営・運営
- ・ 岡山後楽園は、文化財保護法により「特別名勝」及び「史跡」に指定されており、現状の変更には制限があるため、現状の施設に影響を及ぼす行為や土地の掘削を行わないことを前提とした計画とすること。
 - ・ 鶴舎で飼育している「特別天然記念物」のタンチョウにストレスを与えないように配慮した計画とすること。
 - ・ 関係法令（岡山県立都市公園条例、岡山市風致地区条例、岡山市景観条例等）を遵守すること。
 - ・ 催事に必要なテント等の設営・撤去を行うこと。
 - ・ 発電機やテント等の設備・備品及び看板類は、昼間の景観を阻害しないよう、種類や配置・配色に配慮すること。
 - ・ 各種看板（イベント・会場案内、注意表示等）の制作・設営・撤去等を行うこと。（後楽園所有の資機材を優先使用すること。）
 - ・ 機材の設営・撤去に当たっては、昼間の景観を阻害しないような工程を組むこと。なお、設営は、入園客の多い日時を避けて原則として前日までに行い、会場解体撤去は終了後速やかに行うこと。
 - ・ 看板に英語を取り入れるなどユニバーサルデザインの視点に立ったものとする。
 - ・ 会場内にスタッフを適正に配置し、来園者に対し親切丁寧に対応すること。また、スタッフの服装は統一感のあるものとし、名札を常時着用すること。
 - ・ イベント保険に加入すること。
- ③ 清掃
- ・ 開催期間中は、会場内の美化に努めるとともに、会場内のゴミは速やかに処理すること。
- ④ 報告書の作成等
- ・ 記録写真を撮影し、データで後楽園魅力向上委員会に提出すること。
 - ・ 実績報告書を2部作成し、後楽園魅力向上委員会に提出すること。
- ⑤ 著作権等
- ・ 委託事業の実施に伴う著作権等の権利は、全て後楽園魅力向上委員会に帰属するものとする。
 - ・ 印刷物、看板、サイン等に使用する素材等において、他者が著作権その他の権利を有するものについて使用する際は、権利者から事前に2次使用を含めた使用の許可及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を文書で得ておくこと。
 - ・ これらの権利等に関して、第三者から何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処するものとする。

⑥ 担当者等連絡会議

- ・ 後楽園魅力向上委員会からの要請があった場合は、本事業受託者として連絡会議に出席すること。

⑦ その他

- ・ 現場責任者を明確にし、連絡体制を事前に明示すること。
- ・ 救急体制等危機管理計画を策定し、安全を確保すること。

ウ. 電気設備に関する事項

- ・ 平成30年度から実施している電気設備工事の改修配線図等は「別図①②③」のとおりである。ただし、現在工事施工中であり、機器の位置等は変更となる場合がある。
- ・ 事業にかかる電気料金のうち、発電機を使用しない部分については、発注者が負担する。

エ. 広報に関する事項

- ・ 様々なメディアを活用した戦略的な広報計画をたてること。また、岡山市等と連携し、効果的な広報を行うこと。
- ・ ポスター・チラシ等一般広報資材を作成すること。また、夏季はオリジナルうちわを作成すること。

オ. 岡山後楽園ライトアップ等の実施内容

- ・ 園内ライトアップに必要な機材は、後楽園所有の機材（別紙2）を優先使用し、追加機材が必要な場合は協議すること。
- ・ 予想される交換予備球の経費はあらかじめ
- ・ 昼間の景観を阻害しないよう照明器具の配線を波柵に沿わせるなど、配線設置例（別紙3）を参照すること。
- ・ 開幕日の前日までに、マスコミを対象にプレ点灯を行うこと。
- ・ 照明責任者を配置し、催事期間中毎日、照明の確認及び調整を行うこと。

カ. 飲食のコーナーの実施内容

- ・ ビアガーデンなど飲食ブースについて、日中を含め庭園の景観に十分配慮すること。
- ・ ビールや食材については、県内の特産品を積極的に使用して魅力的なメニューの充実に努めること。
- ・ 夏季を中心に、県内フルーツを活かしたメニューを展開すること。
- ・ 出店者及び出店内容の選定については、後楽園魅力向上委員会と相談しながら決定すること。
- ・ ビアガーデンの席数は460席程度とすること。また、その内の1/3程度は予約可能な席とし、予約の受付・残席の管理を行うこと。
- ・ 物販等の出店者の要望に応じて電気コンセント、販売台、椅子、ゴミ袋、ゴミ箱等を設置すること。
- ・ 基本的な資機材については、後楽園所有のものを使用することとするが、必要に応じてレンタル資機材を斡旋すること。
- ・ 消毒液等を設置し、会場内の衛生管理に努めること。

- ・ 電気・水道等施設使用については、公園管理者と事前に協議して計画すること。
- ・ 芝生地での実施にあたっては、公園管理者と事前協議のうえ、芝生保護（保護材の使用、期間中の灌水、実施位置の移動など）を行うこと。

キ. 各種届け出等

- ・ 出店に係る管轄保健所への許可について、各出店者からの食品衛生関係申請を取りまとめ、申請を行い、その写しを提出すること。
- ・ 一般財団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）への申請を行い、その写しを提出すること。
- ・ 煙火等の使用に係る届け出や露店等の開設届出を行い、その写しを提出すること。
- ・ その他、必要に応じて所要の手続きを随時行うこと。

4 委託限度額 30,954,000円以内
(うち消費税及び地方消費税の額 2,814,000円)